

元気な地域づくりを応援します

町では、平成22年度に、日野町元気なまちづくり交付金制度を創設し、平成24年度までの3年間実施しました。

この度、より地域が活性化することを目的に見直しを行い、新たに『日野町地域活動支援交付金』制度を創設しました（日野町元気なまちづくり交付金は廃止）。対象は、自治会や連合自治組織、営利を目的としない住民グループなどです。詳しくは、役場企画政策課までお問い合わせください。

対象事業

国・県の補助や助成を受けている事業は対象外です。

●地域資源を生かした地域づくり活動

【例】歴史・文化資源を守り、生かしながら、学びや集いなどができる活動、豊かな自然環境を生かし、子どもや大人たちが自然と触れ合える活動 ほか

●生きいきと元気に暮らせるコミュニティ活動

【例】地区内見守り活動（子どもの登下校、雪かきなど）、自主防災活動、地区内環境整備活動（ごみ拾い、花を育てるなど）、健康づくりの活動（ウォーキング大会、介護予防体操、運動会など）、地区内交流活動（体験教室、夏まつりなど） ほか

●伝統行事等地域の交流促進活動

【例】古くから伝わる行事を継続・復活させる活動、郷土料理を広める活動 ほか

交付額を教えてください



交付金は、対象事業費に対し年々減っていく『^{ていげん}逓減方式』とし、期限は『3年間』、1回の上限額を『20万円』までとします。

【交付額】 1年目 = 〈対象事業費〉×4分の3
2年目 = 〈対象事業費〉×3分の2
3年目 = 〈対象事業費〉×2分の1

（注）千円未満の端数切捨て

【交付期限】 3年間

【交付限度額】 1回の上限 20万円（概算払いもできます）

【対象経費】 地域の活性化につながる活動に直接必要な経費
《条件および対象外》

- ▶食糧費・・・作業など事業にかかわるジュースや弁当、交流事業での食材料は可（酒席を伴うものは不可）
- ▶人件費・・・賃金、報償費など人件費は対象外
- ▶講師謝礼・・・事業費の5割を超えないこと
- ▶備品購入・・・事業を行う上で直接必要なものは可

次のとおり制度運営します。ご確認ください。

- ◆交付金だけを頼りにした活動ではなく、継続的に地域が元気になる活動とします。
- ◆活動経費には自己資金も当て、単に従来の活動経費の財源振替にならないようにしてください。
- ◆審査会を経て助成決定します。助成決定年度を含め、3年度経過したものは対象外とします。

4月1日から、タクシー助成の内容が変わります

町では、平成23年4月から、タクシー利用者補助金制度を創設し利用いただいています。（登録：平成25年3月末現在344人）
この度、より使いやすい制度へ見直しましたのでお知らせします。詳しくは、役場企画政策課までお問い合わせください。

変更点

●日南交通タクシーも利用できます

※日本交通と日南交通の2社が利用可能！

▼日南交通有限公司（日南町丸山254-6）

電話（0859）82-0801

●利用者負担額が変わります

※町内どこからでも日野病院に通院する際の利用者負担がおおむね1000円以内になるよう設定！

①メーター額が2000円までの時

▼およそ2分の1の額

②メーター額が2000円から4500円までの時

▼1000円

③メーター額が4500円を超えた時

▼支払額＝メーター額－割引額（1割）＝3050円

負担額はどうなるの？



①メーター額が2,000円までの時

利用者負担 5割 270円～1000円
町助成額 4割 220円～800円
事業者割引 1割

②メーター額が2,000円以上4,500円までの時

利用者負担 1,000円
町助成額 800円～3,050円
事業者割引 1割

③メーター額が4,500円以上の時

利用者負担 1,000円～
町助成額 3,050円
事業者割引 1割

※事業者負担とは、運行する『日本交通』『日南交通』がタクシー利用者補助金制度登録者が乗車した場合に適用する割引です。

【助成対象者について】

- ◆身体障害者手帳を持っている人（一部対象外） ◆75歳以上で、自動車の運転ができない人
- ◆要介護認定を受けている人 ◆65～74歳までの自動車の運転ができない人で、町営バスなど公共交通機関の利用が困難な人

【申込み手続きについて】

- ◆申請書の提出後、簡単な審査を行い、認定証と助成券を発行します。
- ◆助成券は1カ月あたり4枚発行します。（4月から翌年3月まで 12カ月×4枚＝48枚）
（注）追加発行はしません